

札幌市災害遺児手当及び入学等支度資金支給条例の一部を改正する
条例案

令和2年(2020年)5月28日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市災害遺児手当及び入学等支度資金支給条例の一部を改正する
条例

札幌市災害遺児手当及び入学等支度資金支給条例(昭和46年条例第28号)の一部を次のように改正する。

(1) 第2条第1号中「身体障害者」を「身体障がい者又は第7号に規定する精神障がい者」に改め、同条第6号を次のように改める。

(6) 身体障がい者 災害により障がいの程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の身体障害者障害程度等級表に定める1級又は2級に該当することとなつた者をいう。

(2) 第2条に次の1号を加える。

(7) 精神障がい者 災害により障がいの程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項の表に定める1級に該当することとなつた者をいう。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

災害遺児手当及び入学等支度資金の支給対象について、父又は母等が災害により一定の精神障がい者となつた場合を加えるため、本案を提出する。